

検察官に袴田事件の特別抗告をさせないことを求める請願

2018年 6月 日

法務大臣 上川 陽子 殿

請願趣旨

最近の再審事件においては、検察官にはもはや公益の代表者としての良識を期待できない状況にあります。特に袴田巖さんが再審を求めているいわゆる袴田事件での検察官の対応は、常識的な主張とは思われません。

- ① 犯行着衣の血液付着量がズボンよりもステテコの方が多くについて、ステテコで犯行を行い、その途中でズボンをはいたからという意見書を新たに提出
- ② DNA鑑定について、弁護側鑑定人が、データを改ざんあるいは隠ぺいしたと主張
- ③ 犯行着衣のズボンと一致するとされた、袴田氏の右足すねの傷が記録されていないことについて、3回の身体検査でいずれも「見落としてしまったから」と主張
- ④ 取調室で袴田氏に小便をさせたことについて、「ここでやらせればいい」という警察官の声が録音されているにもかかわらず、「袴田が希望したものだ」と強弁

このような主張、立証がなされたのは、検察庁が、組織として上層部の無理な方針によって活動を進めているため、現場の検察官はまともな対応ができなくなっているということを示しています。

請願事項

検察庁法第14条により検事総長を指揮する権限を有する法務大臣に対して、検察官に袴田事件（東京高裁平成26年（く）第193号事件）の特別抗告をさせないようにすること

請願署名欄（自署でお願いします、住所等の省略、引用は不可）

氏 名	住 所

請願署名取りまとめ団体：袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

構成団体：日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会／袴田巖さんの再審を求める会／袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会／袴田巖さんを救援する静岡県民の会／浜松・袴田巖さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

【送り先】〒424-0006 静岡市清水区石川本町16-18 袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会